

【4】

「JA直鞍土づくり推進運動」について
はじめましょう土づくり

地域グループでのお申込みお待ちしております

堆肥稲作に関心のある地域又は個人(法人)

コロナ禍ですが、少人数での研修会を承ります。



1. はじめに

「農業は、土地の地力という貯金から発生する利息をいただく産業である。」

農業は土地の地力という貯金から発生する農産物（利息）を収穫するものです。

農地に化学肥料だけの投与で生産性を上げることは一見よく見えるものですが、地力という元本まで手を付けて貯金を減らしている状況では、地力の低下でいずれ破綻状況となってしまいます。

2. 土壌に何がおきているか

近年、化学肥料の大量投入により、農産物の生産性は飛躍的に向上しましたが、反面、ある特定の栄養分が過剰になる、または不足しているといった栄養分の偏った土壌が増えてきました。また、水田土壌の場合、国が奨励する堆肥の標準的な施用量は1～1.5トン/10aとされていますが、労働力の減少や農業従事者の高齢化などにより堆肥の施用量は減り、水田土壌の有機質含量は減少傾向にあります。

3. 世界的規模ですすむ土壌劣化と人口増

将来の世界的食糧不足の要因のひとつに、土壌劣化が上げられます。

世界各地で起こっている「砂漠化」は、元は肥沃な土壌を人類が農業生産などで酷使することで収穫量が落ちていくといった生産力の減退、破壊される現象を指します。国連食糧農業機関（FAO）によると、食糧生産に重要な地球上の土壌の1/3以上がすでに劣化しており、2050年までに90%以上の土壌が劣化する可能性が訴えられています。世界人口は増加傾向にあり2050年に予測される人口を補うためには、食糧は今よりも60%増産する必要があるといわれています。

4. JA直鞍土づくり推進運動について

JA直鞍では、「アグリ土づくりセンター」で良質な堆肥を生産しています。

水稻、麦、大豆の土地利用型農業では、収量の低下が問題となっています。以前から「水

稲の収量は地力でとる」といわれていますが、化学肥料頼りの栽培方法を長く続けてきたなかで、水稻の収量は天候等に左右され不安定なものとなっています。

今回、ご提案します「JA直鞍土づくり推進運動」では、「アグリ土づくりセンター」の堆肥をご活用いただき、地域ぐるみで水田の地力を保持し土壌環境を守ることを目的としています。

地域でまとまったグループ複数名又は個人（法人）で3ヘクタール以上の耕作面積で堆肥をご利用することとし、堆肥の運搬は、申込み者の方で事前に堆肥置場を設置し、堆肥置場に「アグリ土づくりセンター」からの配達か、グループ（又は個人）で「アグリ土づくりセンター」に直取りする方法となります。散布におきましては、「アグリ土づくりセンター」の堆肥散布機（マニアスプレッダー）を貸出致します（貸出料金は5,000円/日）。堆肥散布機（マニアスプレッダー）への積込みは、各グループでフロントローダー付きトラクタやバックホー等にて行っていただきます。

※堆肥の価格については、別途協議いたします。

5. 堆肥利用者の声

若松のキャベツ生産者・・・若松キャベツは国の指定産地を受け「潮風キャベツ」のブランドで県内のみなさまにご愛顧いただいております。若松地区では、土壌が赤土主体で味のよい野菜が収穫できますが、反面「土根性」が悪く野菜の栽培管理が難しいほ場となっています。「アグリ土づくりセンター」の良質な堆肥を毎年投入しながら、土の土性を改善し、やさしい土づくりを実践し、これからも美味しいキャベツを消費者へお届けします。

6. お申し込み方法

別紙、「JA直鞍土づくり推進運動」申込用紙に、グループ名（又は個人・法人名）をご記入していただき、JA直鞍営農センター又は各グリーンセンターへご提出下さい。

後日、内容説明、打合せ等お伺いいたします。

また、地域で堆肥利用の研修会等ご希望の場合、DVDビデオ「はじめよう堆肥稲作」（農文協）での視聴を含め、ご説明にお伺い致します。

※DVDビデオは貸出し可能です。

7. 堆肥のキャンペーン価格(一般でのご利用価格)

アグリ土づくりセンターの堆肥価格表

(単位:円)

| 区分 | 荷姿 | 配達区分 | 容量 | 通常価格 | 特別価格 | | |
|-------|----|------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | | | | | キャンペーン | 1ha以上 | 3ha以上 |
| 水田用堆肥 | バラ | 直取り | 1トン | 3,500 | 3,000 | | |
| | | | (軽トラ) | | 1,000 | | |
| | | 配達 | 2トン | 8,000 | 6,500 | | |
| | | 散布 | 2トン | 9,000 | | 8,300 | 7,800 |

J A直鞍土づくり推進運動申込書

お申込み日：令和3年 月 日

J A直鞍の土づくり推進運動に賛同し、農地の地力向上と土壌環境改善に努めることを目的に、地域グループまたは個人（法人）でJ A直鞍アグリ土づくりセンターの堆肥を活用するため、下記により申し込み致します。

記

地域グループでのお申し込み

- ・地域グループ名
- ・代表者名
- ・代表者ご連絡先 携帯 自宅
- ・代表者住所 〒 住所
- ・グループの人数 名、散布予定面積 a

個人（法人）でのお申し込み

- ・氏名（法人名）
- ・ご連絡先 携帯 自宅（会社）
- 〒 住所
- ・散布予定面積 a

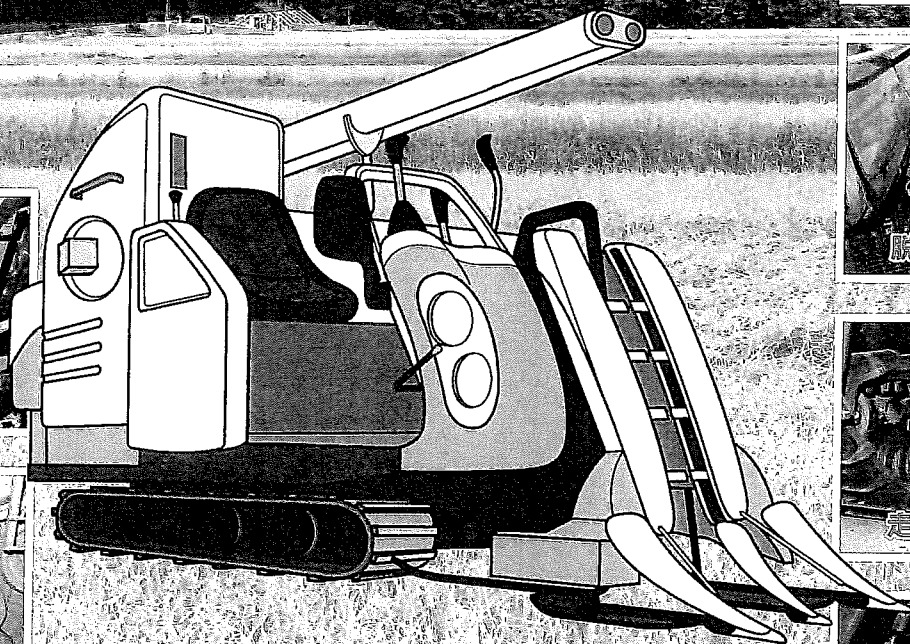
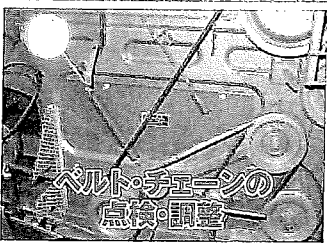
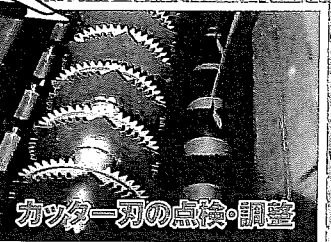
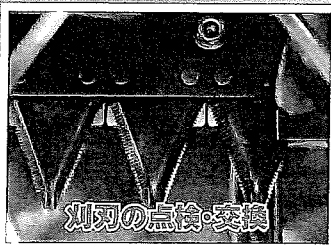
提出先 J A直鞍営農センター又は各グリーンセンターまで
提出期限 随時
お問合せ先 J A直鞍営農センター 久松

【5】

農作業を安全に行うために!

シーズン前に セルフメンテナンス を行いましょう!

ワンシーズン安心して
ご使用いただくため、
点検・整備が必要です



シーズン中のトラブル防止
農作業事故防止

農業機械を安心してお使いいただくために、ぜひ点検を行ってください。

農業機械のことなら、
JA農機センターにお任せください。

JAグループ / 全農



その農作業 ほんとうに安全!?

バックでの移動
や作業は危険が
いつぱいです

※サイドクラッチの操作を熟知しよう
PTO駆動と車軸駆動の
特長をマスターしよう



シートベルト・
ヘルメットは
必ず着用!!

※転倒転落に注意・安全フレームは転倒事故の
際の死亡事故を防ぐことができます

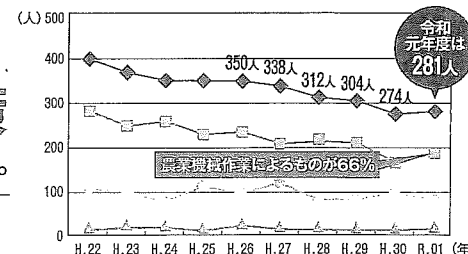
ヘルメット
長袖長ズボン
の着用

※保護メガネ、すね当て、防護具の装着
刈刃の点検、草むらの異物の確認
周囲に人がいないかどうか確認



見直そう!農業機械作業の安全対策
毎年300件以上、農作業中の死亡事故が発生しています。

農業死亡者数 農業機械作業 機械・施設以外の作業 農業用施設作業



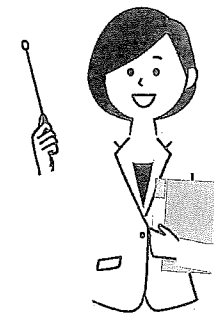
もしもの時の備えとして...

農業者も労災保険に加入できる制度があります。

詳細は最寄りのJA・県中央会等にお問合せください。

※一部のJA・県中央会については取り扱い出来ない場合があります。

JAグループ / 全農



その農薬の使いかた、大丈夫ですか？

～周辺環境に気をつけ、農薬は正しく使いましょう～

農産物の残留農薬検査でこんなことがありました

事例1

「メロン」に使ってはいけない農薬が検出された。

事例2

「かぶ」に使ってはいけない農薬が検出された。

なぜ？



原因1

ラベルを見ずに使ったら、メロンに登録のない農薬だった。

なぜ？

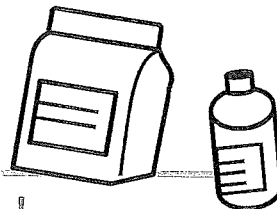


原因2

だいこんに散布した農薬が、強風により、隣で作っていたかぶに付いてしまった。

**農産物の回収・出荷停止
となった事例もあります！**

こうならない
ために・・・



①購入・使用のつど、ラベルを確認する！

※不明な点は、JAや普及指導センターへ確認しましょう。

②農薬の飛散防止に気をつける！

※風向きや強さに気をつけ、まわりの作物を一時的にシートなどで覆いましょう。

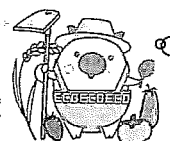
③散布器具はきちんと洗浄する！

※タンクだけでなくホースの中にも農薬が残っていることがあるので、しっかりと通水洗浄しましょう。

④農薬の使用状況を記録する！

※使用のつど、農薬名・使用日・希釈倍率等を正確に記録しましょう。

福岡県



県広報部長 エコトン

ラベルの見方は
裏面へ

農薬ラベルの正しい見方

～農薬を使用する前には、必ずラベルを確認し、
正しく農薬を使いましょう～

殺虫剤 ○○水和剤

剤型に注意しましょう!!
同じ名称でも、乳剤と顆粒水和剤では
使用方法が異なる場合があります!!

農林水産大臣登録番号第●●●●号

【適用病害虫と使用方法】 適用病害虫、希釈倍数、使用方法、使用時期などは間違っていないですか？

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用方法 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 散布液量 | ○○(成分名)を含む農薬の総使用回数 |
|-------|--------|-------|------|---------|---------|--------------|--------------------|
| トマト | コナジラミ類 | 2000倍 | 散布 | 収穫前日まで | 3回 | 100～300L/10a | 3回以内 |
| ミニトマト | アブラムシ類 | 2000倍 | 散布 | 収穫3日前まで | 2回 | 100～300L/10a | 2回以内 |

作物に適用のある農薬ですか??
「トマト」に適用がある農薬でも、「ミニトマト」に登録が無ければ「ミニトマト」には使えません!
他には…「レタス」と「非結球レタス」
「だいこん」と「はつかだいこん」など

○○(成分名)を含む農薬の総使用回数は超えていませんか?
総使用回数は、○○(成分名)でカウントしますので、注意しましょう!

【効果・被害時等の注意】
・使用量に合わせ薬液を調整し、使い切ること。
・ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
◆ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。
◆受粉促進を目的としてミツバチを放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
◆養蜂が行われている地区では周辺への飛散に注意する等、ミツバチの危害防止につとめること。

【安全上の注意】
・散布の際は、防護マスク、手袋、長ズボン、長袖の作業服などを着用すること。
・本剤が目に入らないように注意すること。
目に入った場合は直ちに水洗いし眼科医の手当てを受けること。

最終有効年月(西暦下2けた) 23. 10

注意事項も必ず読みましょう!

有効期限が切れていませんか?
有効期限が切れた農薬は、産業廃棄物として処分しましょう!

※むやみな農薬の
現地混用は行わない

ラベルに混用に関する注意事項がある場合は必ず守りましょう。
農薬の現地混用、特に有機リン系農薬同士の混用は絶対にやめましょう。

◆参考情報

- ・農薬に関する諸情報「農林水産省／農薬コーナー」 <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>
- ・農薬の適用内容の確認「農薬登録情報提供システム」(独立行政法人農林水産消費安全技術センター) <http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm001.html>

○問い合わせ先

福岡県 農林水産部
食の安全・地産地消課 生産安全係 TEL:092-643-3571

令和3年度 無人ヘリ防除散布規定及び申込同意書

(農協提出)

【無人ヘリ防除散布規定】

(1) 受託の制限について

- ① 防除隣接地に民家や公共施設がある場合は防除の同意を必ずとる事。
※散布時に苦情やクレームがあった場合は防除を中止します。その場合は、地区役員及び立会人で対応をお願いし、解決後再会するか後日行つかは、立会人と協議し決定致します。
- ② 散布面積の制限については、おおむね3ha以上の同一品種の集団とする。
※特に山間地は同一品種に統一する。
※作付品種にバラツキのある地区は、散布料金の1割増しとします。
- ③ 元気つくしの防除については、夢つくしの時期かヒノヒカリの時期に合わせる。
※但し、適期に防除を希望される地区は、組合単位で統一し散布料金は1割増しとします。
- ④ 散布ほ場が防除作業に適していない場所は受託しない。
※作付面積が少ない品種は多い品種に合わせるか、散布料金の1割増しとします。
- ⑤ 防除回数は1回目・2回目は組合単位で統一。個人単独での引受はしない。
※1回目が一斉防除(7月下旬頃)・2回目が出穂～穂揃期防除
但し、病害虫の発生が多い時は、2回目の防除を早める事もあります。
- ⑥ 散布隣接地に水稻以外の農作物がある場合は引受はしない。
※ポジティブリスト制度に伴う防除対策
- ⑦ 散布終了後、立会人は防除確認で旗の回収または倒す作業を行って下さい。
- ⑧ 防除時期及び栽培基準は、JA・普及センターの基準に基づく。
※田植時の箱施肥は必ず使用する事。
- ⑨ 防除代金の決済(10月に指定口座より引落とし致します。)

※ 注意事項

無人ヘリ防除に伴う、農薬の飛散や騒音に対する苦情、また、電線・支線等の障害物で安全に飛行出来ないほ場や、作付品種にバラツキが多く団地化になっていない地区が多い。
つきましては、下記の場合は散布をお断りする場合や中止する事がありますのでご了承下さい。

- ① 防除に対する苦情が出た場合は中止します。
- ② 防除に支障がある場所(民家・電線・支線・山林・竹林等)が隣接しているほ場は、引受出来ない事があります。
- ③ 利用料金が未納の方は引受致しません。

(2) 散布体制について

- ① 散布当日は、必ず立会人が防除の確認を行い防除旗を倒して下さい。
- ② 散布区域並びに地区住民、施設等への連絡は必ず行って下さい。
- ③ 苦情等は、地区代表者(農事組合長)で対応お願いします。
- ④ 散布圃場には、早期・普通期の品種別の旗を防除前に立てて下さい。
- ⑤ 防除日前までに、畦畔の草刈りを行って下さい。

(3) その他

- ① 防除代金は、10月に決済致します。
- ② 散布時期及び防除代金については、令和2年度の実績です。

| 品 種 | 一斉防除(1回目) | 出穂～穂揃期(2回目) |
|-------|--------------------|---------------------------------|
| 早期米 | - | 7月22～24日 |
| 夢つくし | 7月24日～25日 | 8月8日～16日 |
| 元気つくし | | 8月20日～21日 |
| ヒノヒカリ | | 8月27日～28日 |
| 防除代金 | 3,230円/10a | 早期 3,610円/10a 普通期 3,680円/10a |
| 対象病害虫 | いもち病 ウンカ類・カメムシ類 | いもち病・紋枯病 ウンカ類・カメムシ類 |

※割増料金が、発生した場合は1割増しとなります。

- ③ 防除申込書提出頂いた組合は、代表者会議にて取りまとめを致します。

農作業の省力化と、集団防除効果の向上を目的に実施するため、散布規定を遵守し同意の上申込み致します。

令和3年度 無人ヘリ防除散布規定に基づく同意申込書

農作業の省力化と、集団防除効果の向上を目的に実施するため、散布規定を遵守し同意の上申込み致します。

記

令和3年 月 日

大農事組合名

住 所

電話番号

大農事組合長名

㊞

※ 必ず防除の申込みは、大農事組合単位でお願いします。
尚、個人での申し込みは引受できません。

※ 提出日 6月4日(金)

※ 提出先 営農生活課または、若宮・宮田グリーンセンターまで